

岡山県保健福祉学会会則

(名 称)

第1条 本会は、岡山県保健福祉学会（以下「学会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 学会は、保健福祉に関する調査、研究等により、知識及び技能の研鑽を行うとともに、知見の広報及び普及を図り、本県の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究成果発表会、講演会等の開催
- (2) 前号に掲げるもののほか、学会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 会員は、一般会員及び当日会員とする。
2 会員になろうとする者は、所定の手続を経て入会するものとする。

(会 費)

第5条 会員は、別に定める会費を納めなければならない。

(役 員)

第6条 学会に、次の役員を置く。
(1) 学会長 1名
(2) 副学会長 若干名
(3) 理事（学会長及び副学会長を除く。以下同じ。） 若干名
(4) 監事 2名
2 学会長及び副学会長は、理事会において互選する。
3 監事は、学会長が理事会の承認を得て会員の中から選出する。
4 学会には、名誉会長及び顧問を置くことができる。

(役員の職務)

第7条 学会長は、学会を代表し、会務を統括する。
2 副学会長は、学会長を補佐し、学会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。
3 学会長、副学会長及び理事は、理事会を構成

し、会務を執行する。

- 4 監事は、学会の会計及び事業執行状況を監査し、理事会に報告する。
- 5 顧問は、理事会の推薦により学会長が委嘱し、学会長の諮問に応じて意見を述べ、学会の事業を援助する。

(会 議)

第8条 学会の会議は、総会及び理事会とする。
2 総会及び理事会は、学会長が招集する。

(会議の議長)

第9条 理事会の議長は、学会長をもって充てる。

(委員会)

第10条 学会の円滑な推進を図るため、学会運営委員会を置く。
2 学会運営委員会に、委員長及び委員を置く。
3 前項の委員長及び委員は、理事会が推薦する者をもって充てる。

(会 計)

第11条 学会の経費は、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。
2 学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 学会は、事務局を岡山県保健医療部保健医療課及び岡山県子ども・福祉部福祉企画課に置く。

(細則等)

第13条 この会則に定めるもののほか、学会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

附 則
この会則は、平成9年4月1日から施行する。
附 則
この会則は、令和5年8月31日から施行する。
附 則
この会則は、令和6年8月7日から施行する。
附 則
この会則は、令和7年8月4日から施行する。